

第 12 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和 2 年 6 月 17 日）

1. 本部長あいさつ

長かったコロナ対策が 19 日から縮小期となり、感染に注意しながらの経済活動となる。また、第 2 波に備え、町の対応を協議、知恵を出し合ってコロナ対策をすすめてほしい。

2. 議事

(1) 6 月 19 日以降の対応について

・ 対策本部の位置づけ

県対策本部も継続。引き続き 7 月 9 日まで設置を継続する。

・ イベントについて

屋内の参加者は、収容定員の 50% 以内の人数

※収容定員の定めのない施設については、面積を $4\text{ m}^2(2\text{ m} \times 2\text{ m})$ で除したうえで、机の配置等を勘案した人数

屋外は、1,000 人以内で間隔を確保

・ 県外出張

県外出張は感染防止対策を徹底して実施。ただし、東京都については業務上必要なもののみ認め、帰庁後 2 週間は「不特定多数との接触を控える」「密閉した場所での会議等の出席を控える」「至近距離での会話を控える」など万が一に備えた感染拡大予防対策を徹底するとともに、検温等健康観察も行う。

・ 私事旅行

私事旅行願は規則通り（2 日以上）とし、「3 密」回避行動の定着を図る。

東京都については、日帰りも提出。帰宅後の対応は、県外出張と同様。

・ 窓口業務

総合窓口（1 階ロビー）は廃止とする。

感染防止対策をとった上で、一般客の事務所内への立入制限を解除。

換気のため、事務所内は、窓を一部開放したままクーラーを使用。

窓口カウンターの消毒の実施。

・ 庁舎内で行う会議

イベントと同様の対応とする。 ※議会は例外扱いとする。

・ 県外からの庁舎への立入

「県外」からの来庁者（県外旅行後の町民を含む）については、事務所スペース以外での対応とさせていただく。

正面入口に掲示して周知。

(2) 避難所運営について

- ・避難所数 従来の5か所を9か所とする。
- ・収容人員 各部屋ごとの収容人数の上限は、にソーシャルディスタンスを勘案して算出。
- ・資機材 消毒液、マスク等の資機材については、避難所開設時に運営職員に渡せるように準備をしている。

(3) プール、海水浴場について

- ・室鼻海水プール

8月1日～25日まで開所

コロナ対策として 来場者の連絡先の記入、ドアノブや更衣室の管理、ウォータースライダーの順番を守ることを保護者に徹底する。

- ・三机プール 8月1日～25日まで開放
- ・井野浦ムーンビーチ 例年どおり開放（8月末まで）
- ・各学校のプール 夏休み中は開放しない。

(4) 地区の行事について

- ・イベント同様の考え方。対策をしたうえで地区の判断により実施。
- ・区長宛てに周知文書を送付する。

(5) 防災行政無線での周知

- ・縮小期に入る6月19日から1週間は毎日、6月26日以降は回数を減らす方向で実施。